

1 昭和32年11月4日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第72号

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◇監査公告 昭和三十一年度に係る各警察署の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百九十六号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度にかかる各警察署の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十二年十一月四日

鳥取県監査委員

松本利治

同 荻原

小谷善治郎

今回県下十一警察署に対する昭和三十一年度定期監査を執行したのであるが、その結果各署とも民主警察の樹立

同 上 根 政 幸

監査箇所 執行年月日

郡家警察署

昭和三十二年九月九日

警察署

十日

警察署

十一日

警察署

十二日

警察署

十三日

警察署

十四日

警察署

十五日

警察署

十六日

警察署

二十日

警察署

二十一日

警察署

二十二日

警察署

二十三日

警察署

二十四日

警察署

二十五日

警察署

二十六日

警察署

二十七日

警察署

二十八日

警察署

二十九日

警察署

三十日

警察署

一月一日

警察署

一月二日

警察署

一月三日

警察署

一月四日

警察署

一月五日

警察署

一月六日

警察署

一月七日

警察署

一月八日

警察署

一月九日

警察署

一月十日

警察署

一月十一日

警察署

一月十二日

警察署

一月十三日

警察署

一月十四日

警察署

一月十五日

警察署

一月十六日

警察署

一月十七日

警察署

一月十八日

警察署

一月十九日

警察署

一月二十日

警察署

一月廿一日

警察署

一月廿二日

警察署

一月廿三日

警察署

一月廿四日

警察署

一月廿五日

警察署

一月廿六日

警察署

一月廿七日

警察署

一月廿八日

警察署

一月廿九日

警察署

一月三十日

警察署

一月卅一日

警察署

二月一日

警察署

二月二日

警察署

二月三日

警察署

二月四日

警察署

二月五日

警察署

二月六日

警察署

二月七日

警察署

二月八日

警察署

二月九日

警察署

二月十日

警察署

二月十一日

警察署

二月十二日

警察署

二月十三日

警察署

二月十四日

警察署

二月十五日

警察署

二月十六日

警察署

二月十七日

警察署

二月十八日

警察署

二月十九日

警察署

二月二十日

警察署

二月廿一日

警察署

二月廿二日

警察署

二月廿三日

警察署

二月廿四日

警察署

二月廿五日

警察署

二月廿六日

警察署

二月廿七日

警察署

二月廿八日

警察署

二月廿九日

警察署

二月三十日

警察署

二月卅一日

警察署

三月一日

警察署

三月二日

警察署

三月三日

警察署

三月四日

警察署

三月五日

警察署

三月六日

警察署

三月七日

警察署

三月八日

警察署

三月九日

警察署

三月十日

警察署

三月十一日

警察署

三月十二日

警察署

三月十三日

警察署

三月十四日

警察署

三月十五日

警察署

三月十六日

警察署

三月十七日

警察署

三月十八日

警察署

三月十九日

警察署

三月二十日

警察署

三月廿一日

警察署

三月廿二日

警察署

三月廿三日

警察署

三月廿四日

警察署

三月廿五日

警察署

三月廿六日

警察署

三月廿七日

警察署

三月廿八日

警察署

三月廿九日

警察署

三月卅日

警察署

三月卅一日

警察署

四月一日

警察署

四月二日

警察署

四月三日

警察署

四月四日

警察署

四月五日

警察署

四月六日

警察署

四月七日

警察署

四月八日

警察署

四月九日

警察署

四月十日

警察署

四月十一日

警察署

四月十二日

警察署

四月十三日

警察署

四月十四日

警察署

四月十五日

警察署

四月十六日

警察署

四月十七日

警察署

四月十八日

警察署

四月十九日

警察署

四月二十日

警察署

四月廿一日

警察署

四月廿二日

警察署

四月廿三日

警察署

四月廿四日

警察署

四月廿五日

警察署

四月廿六日

警察署

四月廿七日

警察署

若干県費考慮が払われているが、総体的に各所とも老朽化し、威信を損うばかりでなく維持修繕にも事欠く状態であるので、県並びに関係当局は更に根本的対策の要がある。

なお各署厅舎のうちにも全面改築を要するもの、或いは建物構造の内部設備の改善を要するものが多く認められるので、これが予算措置についても配慮されたい。

四、住宅難の折柄居住制限をうけている警察官の住居費負担とこれが不便は大なるものがあり、ひいては適正な異動、配置と治安体制の確立にも影響を及ぼすものと認められるので、これが早期解決策の樹立が望ましい。なお三十二年度独身寮一棟(米子市)住宅三戸(溝口、八橋、境港)計画されていたが、未着工であつたので、早期完工に努力されたい。

五、近時自動車数の激増に伴い交通事故による被害は極めて大きい。更に関係機関と提げ、いし交通道德の普及徹底と道路使用の取締励行、運転者の教養向上と制限違反の厳正取締り強化により事故防止に努力を望む。

と、治安確保に努力され概ね円滑に執行運営されていたものと認めた。しかしながら各署とも警察官の不足は依然として解消されず、殊に近時各種事犯の漸増悪質化とこれが処理の複雑化は、警察行政の執行をますます困難ならしめている。休職警察官の定数外指置につき三十二年度から若干考慮が払われているが、県は更に実状を検討し第一線警察活動の能率化と治安確保の徹底に格別の配慮を要望する。

なお警察事務の刷新特に窓口相談の改善、広報活動等による民主警察の実を挙げつつあつたことはまことに結構である。今後更にその成果を期待するものである。

次に各署共通的事項を掲記すれば次のとおりである。

一、各署別警察官の定数は前年度同様五四二名で、現員(九月一日現在)は五三三名で定員に対し九名の欠員がある。しかしながら現員のうちには休職者二五名(前年同期四六名)あり、その他教養のための学校派遣者が常時二〇名程度あるので、これらを控除すれば、実質的活動

要員は四三〇名程度であつて、しかもこののしわは主として外勤警察によせられており、更には押送、看守勤務等を考慮すれば、第一線勤務は著しく過重に陥つてゐる実状であるので、本部並びに署を通じての職員再配置と更には最小限休職者を定員外とする定員条例改訂及び公安委員会規則による階級別配当人員の是正等につき、考慮の要が認められる。

二、各警察署の執行内容を検討してみると、中には経費の増額考慮を要するもの、或いは更に効率的執行に配意が必要と思われるもの等がある。殊に既述の過重勤務に伴う超過勤務手当の僅少、捜査活動費特に旅費、自動車燃料費の不足は勢い警察活動力に影響し苦慮している現状である、また超過勤務手当の支給の方法はその実態に似合わないものがあるが、これらは逐次正常化し得るよう妥当な予算措置と適性執行について検討考慮されたい。

三、派出所、駐在所の建物維持管理費は、市町村財政の事情によつてその協力が得られなくなり、本年度から

なお主要路線に対する速度制限、標識等の増設について配意されたい。

六、警察諸般の事務の簡素、合理化並びに署内係事務の横の連絡提げ、いなお改善の余地があるので、これが工夫刷新に一層配意されたい。

七、各署会計事務は県警察発足以来関係者の努力によつて軌道に乗り処理されているが、その運用に当つて未だ留意検討の余地がある。特に現行会計法規が實質に適合し難いもの、或いは事務手続等において実状に即し難いものがあつて、中には形式的処理に陥りその実効が挙つていいものもある。これら会計法規上の問題については警察本部並びに県会計当局は更に慎重考慮を払い適正且つ効率的に処理でき得るよう適切な措置が必要である。

一 警察官定員四七名に対し現員四四名で三名欠員し、更に病長期休職者三名健康要注意者二名あり、実質的には六名の欠員を生じている。これがため外勤業務ほか、署下受持二ヶ所(若桜町市場及び堀越)あり、また内勤業務についても勤務過重が認められた。

二 管内における派出所及び駐在所(総数二二ヶ所)の建物は特に応急修理を要する個所(所要額一、三四一千円)が多く認められた。なかでも若桜警部派出所(若桜町有)の建物は老朽のため雨漏り、破損が甚しく、阜急に措置対策の要がある。

三 交通警察については違反三九二件、事故二四件(内死亡二名)となつてゐるが、更に取締強化と住民の交通道德昂揚、安全施設整備等につき、配意されたい。

四 経理出納事務は適正と認めたが、庁舎及び公舎敷地(三三三坪)を郡家町より無償借用しているが、使用区分等に明確を欠いていたので、整備して置かれたい。

町の協力によつて若干の応急修理(五万九千円)を施している程度であつて、これが維持管理に甚しく苦慮している。

三 旧警察後援会所属建物の処理につき前回指摘しているが、本建物敷地は昭和三十年三月三十一日買収登記済で既に職員住宅として使用されているので、建物管理の面から公用財産とし、整備を図るよう処理する要がある。

四 経理出納その他の事務処理について次の点留意されたい。

道路一時使用許可証交付手数料は早期収入すること。

米子警察署 昭和三十二年九月十日監査
監査委員 松本利治
同 小谷善高
一 職員は警察官一一名その他事務職員二三名(外に臨時雇一名)計一二四名で定員に対し警察官八名減、その他事務職員一名増となつてゐる。

宝木警察署 昭和三十二年九月九日監査
監査委員 松本利治
同 小谷善高
一 警察官の定員は二六名であるが、欠員一名と休職者一名あつて現在二四名である。

管内の巡査駐在所は一二ヶ所これに一一名を配し一ヶ所は補勤としているほか防犯協議会の協力を得て特に青少年防犯対策につき、意を用いたことは結構である。

なお現在警察官二四名のうち健康要注意者が四名含まれているが、職員の健康管理については特に留意されたい。

二 庁舎建物は腐朽甚しく新築計画を立案されているが、地理的関係等から現在位置の変更が考慮されているため、本年度も見送りとなつていたので早期方針を確立し移転改築に努められたい。

なお管内駐在所のうち矢口駐在所は予算六十八万円で新築中であつたが他の箇所の建物は何れも老朽化し、

一 庁舎建物、敷地等の財産移管事務は昭和三十一年六月完了しているが、建物内部構造(刑事室、捜査室並びに留置場)の改善を要するものがある。

また現在の拾得物並びに証拠品等の保管倉庫は狭あいであり、自転車置場等増設の要ありと認められるので、当局の善処を望む。

なお構内敷地は極めて狭あいなので、隣接民有地の早期入手が得策と考えられる。

三 大山寺駐在所は三十三年度新築計画であつたが、日

00847

野橋派出所の新設は現地の実状から緊要と思われるので考慮されたい。

駐在所及び派出所建物の維持管理については他署と同様苦慮しているが、中でも市町村有建物は老朽危険なものがあるので、これが対策につき、考究されたい。

四 経理出納事務につき次の点留意されたい。

1 期満失効物件に対する処分に当り、慎重を期すること。

2 備品関係公簿が未整理であつた。

溝口警察署 昭和三十二年九月十日監査

監査委員 荻原治郎

同 上 根政幸

一 警察官定員二三名に対し現員二〇名で二名欠員している。これがため駐在所二ヶ所（武大、岸本）を江尾

及び大殿駐在所の補勤により運営しているほか署下受

持が一ヶ所あり、業務運営上支障を來していた。

二 経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。

- 1 旅費、超過勤務手当等の支出事務は明確に記録整理事ど。
- 2 燃料購入は事前手続を了し取得すること。
- 3 檢事拘留と警察留置の給食数量に誤差があつた。
- 4 警察官定員署長以下二三名に対し、現員二一名で三名欠員しているほか健康要注意者三名ありこれがため二駐在所（阿毘縁、根雨）は補勤により運営しているが、内外勤ともに勤務過重が認められた。
- 5 警察官定員署長以下二三名に対し、現員二一名で三名欠員しているほか健康要注意者三名ありこれがため二駐在所（阿毘縁、根雨）は補勤により運営しているが、内外勤ともに勤務過重が認められた。
- 6 二石見駐在所は三十二年度予算をもつて新築中であるが、山上、根雨駐在所建物は老朽化し、危険状態となつてゐるので、引き続き財源確保の上改築に努力されたい。
- 7 なお各駐在所の応急修理に當つても配意し維持管理の万全を期されたい。

三 機動力は現在ジープ及び側車一台のほか、三十一年十二月より三輪車（中古車）一台の配車を得ているが、管轄区域が山間地帯である關係上、むしろジープの增强が望まれる。

四 経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。

- 1 道路一時使用願は事前提出を指導すること。
- 2 自動車用燃料の購入に當つては、注入量のはあく、検収等一層明確にしておくこと。

境港警察署 昭和三十二年九月十一日監査

監査委員 松本利治

同 小谷善高

一 職員は警察官三七名（内休職一名）で定員より二名欠員、その他事務職員六名（外に臨時職員一名）計四名である。

外勤警察官一二名のうち部長派出所（小篠津）に二名、巡査派出所二ヶ所に六名、駐在所三ヶ所に三名及びヤンツー取締に外勤特務一名を配置し運営しているが、

なお管内環境が青少年に及ぼす影響も少くないと思考されて粗暴犯罪発生率も高く、最近激化しつつある基地拡張反対運動に伴う不測事態の発生に備え治安維持体制の確立と適材警察官の配置について特に考慮が望まれる。

二 管内は商漁港と美保基地を控え、特殊環境下にあって粗暴犯罪発生率も高く、最近激化しつつある基地拡張反対運動に伴う不測事態の発生に備え治安維持体制の確立と適材警察官の配置について特に考慮が望まれる、職員の健康管理については一層配意されたい。

三 管内部長派出所並びに外江駐在所は老朽建物で危険状態であるので、早急対策が必要である。
また本庁舎の移転改築についても考慮中のようであつたが、敷地確保等について一層努力されたい。

四 経理出納その他の事務につき次の点留意されたい。

一 駐在所三ヶ所は補勤をもつて充足しており、特に赤穂殺人事件捜査続行中であつて、人員不足を告げている。

二 管内駐在所一六ヶ所のうち民有一ヶ所、町村有一五ヶ所であつて、建物の維持管理には比較的関係町の協力を得てゐるが、総体的に老朽化就中、別宮及び成美駐在所は老朽甚しく、全面的に改築の要がある。

三 経理出納その他の事務処理について、次の点留意されたい。

- 1 超勤手当の支給について適切でないものがあつたので、更に慎重を期すること。
- 2 道路一時使用申請書は事前に提出せしめること。
- 3 燃料購入に伴う検収は厳格を期すること。

岩井警察署監査委員 松本利治

同 小谷善高

官員は警察官二〇名その他三名で定員に対し、警察官一名欠員となつてゐる。特に本年度は前回指摘事項

報償費の精算及び旅行命令、超過勤務命令の事務処理について、遣ろうなきを期すること。

意するのほか、それまでの建物補修改造についても考慮の要がある。

三 経理出納その他の事務処理につき、次の点留意されたい。

一 職員現員は警察官七五名、事務職員八名計八三名で、定員に対し警察官三名、事務職員二名がそれぞれ欠員であり、なお病気による長期休職者三名(警部補一、外勤巡回一、会計係一)及び警察学校等の派遣者三名並びに健康要注意者六名あり、二派出所、三駐在所を補勤により充足しているほか代用監獄などの特殊事情もあつて、内外業務を通じ勤務が過重に陥つてゐる。出納員は病氣欠勤中で事務処理に支障を生じていたので、特に早期補充し、経理の万全を期されたい。

二 本署庁舎は老朽化の域に達し、更に建物一部が都市計画路線にかかるので近く移転改築の必要に迫られると思うが、これが財源及び敷地確保等につき配

八橋警察署監査委員 松本利治

同上根政幸

一 職員は警察官三三名、その他五名であるが、警察官のうち休職者三名、長期病欠一名、学校派遣一名いるので、実質的活動人員は二七名である。

- 1 自動車用燃料の購入に伴う注入、検収等は更に明確に処理すること。
- 2 遺失物公売処分手続については再検討すること。
- 3 旅費、超過勤務手当の支給に当つて慎重を期すること。
- 4 留置人に対する官弁食数は厳格にはあくすること。

智頭警察署 昭和三十二年九月十六日監査

監査委員 荻原治郎

同 上根政幸

鳥取警察署 昭和三十二年九月二十日監査

監査委員 松本利治

同 小谷善高

きがあるとみなされるので実測の上明確にすること。

一 警察官定員二二名に対し、現員は充てているがこのうち長期休職者（病欠）一名、健康要注意者二名あり、実質的には一名の欠員を生じている。管内駐在所一二ヶ所中三ヶ所（新見区、土師区、芦津区）は智頭町二区及び郷原区駐在所の補勤により運営している。

二 三十一年に四名の交通事故死（幼児）を出したことは遺憾であるが、旧町村単位に交通自治会を結成指導し、育成活動に努めた結果、最近に至つては事故減少の傾向を示していたので、今後益々交通道徳の昂揚と交通違反の取締り強化を望む。

三 経理出納その他事務処理につき、次の点留意されたい。

1 旅費の支出関係事務は明確に記録整備すること。

2 自動車用燃料の伝票購入確認につき考究すること。

3 庁舎敷地七三坪（登記済）は実際とは可成りの開

一 職員は警察官一〇九名その他二一名で、警察官のうち休職者六名、長期休養者及び健康要注意者等勤務制限を受けているもの一七名と、更に教養派遣四名及び音楽隊要員八名等があり、勢い勤務過重を免れず健康要注意者のうちには職務上己むなく勤務制限を緩和するなど、無理な勤務が見受けられたので人員の充足、適材適所配置等人事運営の適正と職員の健康管理については、特に留意されたい。

二 旧自治体警察（鳥取市）からの引継財産については、早期手続き完了について一層の配意を望む。

なお留置場、留置場接見室、敷地外柵の増新設、取調

室の改造並びに道場の新設等急施を要するものがある。

三 経理出納その他事務処理につき、次の点留意されたい。

1 自動車修繕に当つては努めて本部修理工場を活用すること。

2 給食検事拘留と警察留置の区分に明確でないものがあつた。

3 備品として価値の消滅したものは備品検査の際整理し処分すること。

4 旅行命令及び超過勤務命令は厳格を期し、支出事務に当つては適確を期すること。